

本件事故当時、富岡町に居住していた申立人が、避難費用及び財物損害（自宅保管の食品）等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

被申立人は、申立人に対し、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 避難後宿泊費（但し、平成23年3月11日から平成24年2月29日までの期間に限る。） 72万円
- 2 区域内財物・動産価値の喪失（但し、以下に挙げるものに限る。）
 - (1) 米（平成23年3月11日時点において、福島県双葉郡富岡町〇〇にある申立人自宅（以下「申立人自宅」という。）の米保管倉庫に保管されていた米10袋であり、和解仲介手続申立書第2項（別紙）において「食品 A米」と記載されているものをいう。） 7万5000円
 - (2) 食品（平成23年3月11日時点において、申立人自宅の冷蔵庫、食品戸棚に保管されていた食品であり、和解仲介手続申立書第2項（別紙）において「食品 B 食品」と記載されているものをいう。） 3万5870円

第2 確認事項

申立人及び被申立人は、光熱費に係る実費（但し、平成23年3月11日から同年11月30日までの期間に限る。）については、第1回及び第2回の本払補償金請求手続において、避難に伴う精神的被害として支払われた月額10万又は12万円の金員に含まれており、既に、支払済みであることを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として83万0870円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、その遅延損害金も含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記

名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月7日

(別紙省略)

(仲介委員 北澤尚登)